

# 岡山芸術創造劇場（仮称）の設置及び管理に関する条例（案）について

## 1 条例（案）の主な項目について

主な項目	規定する内容
1. 目的	岡山の文化芸術のさらなる発展と成長に向け、舞台芸術を中心とした新たな文化芸術の創造を目指し、教育、福祉、まちづくり、国際交流、観光、産業など幅広い分野の施策と連携するとともに、中四国の結節点として地域間交流を促進し、岡山への関係人口を増やしていくことで、心豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的として、岡山芸術創造劇場（以下「劇場」という。）を岡山市北区表町三丁目10番11番23番24番に設置し、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 事業	劇場は、「魅せる」、「集う」、「つくる」を基本理念と定め、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 魅せる事業として、文化芸術等の鑑賞及び普及のための事業の企画並びに実施に関すること。 (2) 集う事業として、市民の誰もが集い、憩い、交流できる「場」と「機会」を提供するため、多様な公演、催事等機会の提供並びに情報の収集、提供等に関すること。 (3) つくる事業として、新たな文化芸術作品の創造及び創造支援並びに関係機関等と連携し行う事業に関すること。 (4) 前1号から3号に掲げる事業に係る国際的な交流に関すること。 (5) 劇場の機能を活用し、まちの賑わいに寄与するための事業に関すること。 (6) 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の育成に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、劇場の利用促進に資すると市長が認める事業その他上記に規定する設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
3. 指定管理者による管理等	劇場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（指定管理者）に行わせることができる。 (1) 上記2（1）～（7）に掲げる事業の実施に関する業務 (2) 劇場の使用の許可に関する業務 (3) 劇場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他劇場の管理上市長が必要と認める業務
4. 使用料	(1) 使用者は、別表に定める施設の使用料を納付しなければならない。 (2) 前項の使用料は、前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、使用後に納付することができる。 (3) 使用者は、附属設備を使用するとき、規則で定める使用料を納付しなければならない。 ※「別表」は、「2 使用料「別表」について」のとおり
5. その他の条例項目	「使用の許可」、「特別の設備等の設置」、「入場の制限」、「行為の制限」、「使用者の管理責任」、「原状回復の義務」、「損害賠償」、「個人情報取扱い」など、施設の設置及び管理に係る基礎的な項目については、岡山市立市民会館条例、岡山シンフォニーホール条例等を基に記載する予定。

※なお、開館時間・休館日等の施設利用に関する詳細なルールは、今後、「条例施行規則」等で定めていく予定です。

## 2 使用料「別表」について

		使用時間帯区分				
		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	全日 9:00~22:00	
大劇場 (1750席)	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が5,000円以下の場合	平日	66,000	125,000	162,000	280,000
		土曜・日曜・休日	80,000	150,000	195,000	336,000
中劇場 (800席)	入場料等が5,001円以上の場合及び営業割増の場合	平日	132,000	250,000	324,000	560,000
		土曜・日曜・休日	160,000	300,000	390,000	672,000
小劇場・大練習室 (300席)	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が5,000円以下の場合	平日	37,000	71,000	94,000	163,000
		土曜・日曜・休日	46,000	89,000	118,000	204,000
	入場料等が5,001円以上の場合及び営業割増の場合	平日	74,000	142,000	188,000	326,000
		土曜・日曜・休日	92,000	178,000	236,000	408,000
	入場料等を徴収しない場合及び入場料等が5,000円以下の場合	平日	13,000	25,000	33,000	57,000
		土曜・日曜・休日	16,000	31,000	40,000	68,000
	入場料等が5,001円以上の場合及び営業割増の場合	平日	26,000	50,000	66,000	114,000
		土曜・日曜・休日	32,000	62,000	80,000	136,000

### <備考>

- 「休日」とは、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日という。
- 大劇場又は中劇場を使用する者が、飲食を伴う使用をする場合の当該時間帯の使用料については、「入場料等を徴収しない場合及び入場料等が5,000円以下の場合」に定める料金の200パーセントを割増しする。
- 大劇場を使用する者が、劇場1階席のみを使用する場合の当該時間帯の使用料については、使用料の額の60パーセントとする。
- 大劇場、中劇場、小劇場又は大練習室（以下「大劇場等」）を準備、練習、片付け等に使用する場合の使用料は、使用料の額の50パーセントとする。ただし、大劇場等を本番使用する場合で本番使用する日以外の日に限る。
- ≪12時～13時、17時～18時≫使用申込み時間を繰り上げまたは超過する場合は、他の時間帯の使用に支障のない範囲で、繰り上げまたは超過した使用申込み時間帯につき上記2から4を適用した使用料の20パーセントを適用した額とする。
- 5の規定に関わらず、9時以前に繰り上げ又は22時以降に超過して使用する場合は、1時間ごとに、夜間の時間帯の1時間当たりの基本使用料の額の200パーセントとする。
- 上記の施設使用料は、空調料（冷暖房費）を含めた料金とする。ただし、附属設備使用料は、別途必要（徴収する）。